

社会福祉法人北見市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代対策支援推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日までの 3年間

2. 内 容

目標 1

定着しつつある毎週水曜日のノー残業デーを引き続き実施し、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを推進する。毎週水曜日に、ノー残業デーをメールで職員に周知する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 毎週水曜日にノー残業デーを職員へ周知

目標 2

年次有給休暇を計画的に取得できるようワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。

<対策>

- 令和3年 4月～ 前年度年次有給休暇等の取得状況の実態把握
- 令和3年10月～ 毎月開催する管理職会議で共有し、所属長を通じて取得を促す。